

船橋市パラスポーツ協議会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市生涯スポーツ推進計画に掲げる障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策を、地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議がとりまとめた「地域における障害者スポーツ普及促進について」の取組方策を軸に推進するため、船橋市パラスポーツ協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者スポーツの普及促進に関すること。
- (2) 障害者スポーツ事業の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) アスリート
- (3) スポーツ関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(災害賠償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて保証するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習部生涯スポーツ課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。